

## 五島市体験型観光受入環境整備事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 市は、体験型観光の推進による地域活性化を図るため、予算の定めるところにより、農林漁業体験民宿に取り組む者及び遊漁船を使用して漁業体験を提供する者に対し、五島市体験型観光受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市の住民基本台帳に記録されている者で、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第5号までのいずれにも該当するものとする。

- (1) 農林漁業体験民宿を開業している者又は開業しようとする者であること。
- (2) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条の規定による遊漁船を使用して漁業体験を提供する者であること。
- (3) 長崎県農林漁業体験民宿推進方針（平成17年3月10日付け16農政第758号）に基づき設立された市内における各地区グリーン・ツーリズム等推進組織の会員であること。
- (4) 市の他の制度による補助又は国、県等の補助を重複して受けていない者であること。
- (5) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者であること。

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の交付の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助対象者がこの補助金の交付を受ける回数は、同一会計年度において1回までとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第4条に規定する交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 工事予定実施箇所着工前写真（様式第2号）
- (3) 農林漁業体験民宿に取り組む者にあつては、旅館業営業許可書の写し又は整備工事完了後に開業しようとする者は農林漁業体験民宿を開業する旨の誓約書（様式第3号）
- (4) 漁業体験受入環境整備事業にあつては、遊漁船を使用して漁業体験を提

供する旨の誓約書（様式第3号）

（5）市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを証する書面

（6）その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

（1）補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

（2）補助事業に関する帳簿及び証拠書類を備え、これを当該補助事業終了の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 市長は、事業の不採択を決定したときは、遅滞なく申請者に通知するものとする。

（事前着手の禁止）

第6条 申請者は、交付決定の通知を受ける前に事業に着手してはならない。

（申請事項の変更等の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、その申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条の規定により補助事業等変更中止（廃止）計画書（様式第4号）及び内容変更が生じた資料を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の額の変更とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

（実績報告）

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。

（1）事業実績報告書（様式第5号）

（2）工事実施箇所完了後写真（様式第6号）

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に補助金の交付があったときは、補助金の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得な

い事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 農林漁業体験民宿施設整備事業にあつては、補助事業の完了後3月以内に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による旅館業経営の許可を取得しなかつたとき。
- (2) 漁業体験受入環境整備事業にあつては、補助事業の完了後、速やかに五島市で連携して体験型観光の推進に取り組む遊漁船業者（以下「遊漁船業者」という。）の、遊漁船業者主任者としての登録又は登録内容の変更をしなかつたとき。
- (3) 事業実施後5年の間に営業の実態がないとき。
- (4) 事業実施後5年以内に当該事業を休止又は廃止し、事業の継続が困難と認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段で交付決定を受けたことが判明したとき。

（財産の処分の制限）

第10条 取得財産等については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同令に定める耐用年数に相当する期間とする。

（事業の経過報告）

第11条 この要領により補助金の交付を受けた者は、補助年度を含む5年間、毎年度事業の実施状況を事業実施状況報告書（様式第7号）により、当該年度の翌年度の4月30日までに市長に報告しなければならない。

（雑則）

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、公布の日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費及び補助額

事業区分	補助対象経費	補助率	補助対象経費の上限額
農林漁業体験 民宿施設整備 事業	旅館業営業許可申請書類 に添付した、又は添付する 図面で示す旅館専用部分及 び共用部分のうち、次の箇 所の整備に要する経費 ①調理場 ②浴室及び脱衣所 ③トイレ及び洗面所 ④その他特に市長が認める 経費 ※②、③についてはいずれ か一方でも可	2分の1以内	左記①～④の合 計 1,000 千円  うち、整備箇所 毎の上限額 ①800 千円 ②500 千円 ③800 千円
漁業体験受入 環境整備事業	遊漁船を使用して漁業体 験を提供するために必要な 経費 ①遊漁船業務主任者講習会 受講料（登録時又は更新時） ②小型船舶の定期検査料又 は中間検査料 ③法定備品の整備費用 ④その他特に市長が認める 経費	2分の1以内	左記①～④の合 計 1,000 千円

備考

農林漁業体験民宿施設整備事業に係る工事については、次のいずれも満たすこと。

- (1) 事業年度の3月末までに完了する工事であること。
- (2) 市内の施工業者による工事であること。

様式第1号その1（第4条関係）

事業計画書（農林漁業体験民宿施設整備事業）

整備施設の所有者	1 申請者と同じ 2 その他 (住所) (氏名) (連絡先)		
施工業者	(所在地) 五島市 (名称) (代表者氏名) (連絡先)		
工事物件所在地	五島市		
補助対象経費 (具体的に記入すること。)	箇所等	金額 (単位:円)	摘要
工事金額 (見積金額)	円		
工事期間	着手                    年    月    日 完了                    年    月    日		
確認事項	上記工事について、国、県等の補助の有無		有・無

添付資料

- ・見積書の写し（工事箇所等の明細を含む。）

様式第1号その2（第4条関係）

事業計画書（漁業体験受入環境整備事業）

船舶の所有者	1 申請者と同じ 2 その他 （住所） （氏名） （連絡先）		
船舶所在地			
補助対象経費 （具体的に記入すること。）	内容	金額（単位：円）	摘要
	①遊漁船業務主任者講習会受講料 ②小型船舶定期検査又は中間検査 ③法定備品の整備費用 ④その他 （                    ） （                    ）		
必要金額	円		
実施期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
確認事項	上記について、国、県等の補助の有無		有・無

様式第2号（第4条関係）

工事予定実施箇所着工前写真（農林漁業体験民宿施設整備事業）

写真	場所

※全ての工事箇所の写真をお願いします。

様式第3号その1（第4条関係）

誓約書

（宛先）五島市長

私、\_\_\_\_\_は、五島市体験型観光受入環境整備事業補助金を申請するにあたり、下記について誓約します。

記

- ・五島市が推進している農林漁業体験民宿を開業すること。
- ・五島市体験型観光受入環境整備事業補助金交付要領第9条の規定に該当した場合は、速やかに補助金を返還すること。

年 月 日

住所  
氏名

印

様式第3号その2（第4条関係）

誓約書

（宛先）五島市長

私、\_\_\_\_\_は、五島市体験型観光受入環境整備事業補助金を申請するにあたり、下記について誓約します。

記

- ・遊漁船を使用した漁業体験を提供すること。
- ・五島市体験型観光受入環境整備事業補助金交付要領第9条の規定に該当した場合は、速やかに補助金を返還すること。

年 月 日

住所  
氏名

印

様式第4号その1（第7条関係）

変更中止（廃止）計画書（農林漁業体験民宿施設整備事業）

整備施設の所有者	1 申請者と同じ 2 その他 （住所） （氏名） （連絡先）		
施工業者	（所在地）五島市 （名称） （代表者氏名） （連絡先）		
工事物件所在地	五島市		
補助対象経費 （具体的に記入すること）	箇所等	金額（単位：円）	摘要
工事金額 （見積金額）	円		
工事期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
変更 中止 理由 廃止			

添付資料

- ・変更内容がわかる見積書等

様式第4号その2（第7条関係）

変更中止（廃止）計画書（漁業体験受入環境整備事業）

船舶の所有者	1 申請者と同じ 2 その他 （住所） （氏名） （連絡先）		
船舶所在地			
補助対象経費 （具体的に記入すること。）	内容	金額（単位：円）	摘要
	①遊漁船業務主任者講習会受講料 ②小型船舶定期検査又は中間検査 ③法定備品の整備費用 ④その他 （                    ） （                    ）		
必要金額	円		
実施期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
変更 中止 理由 廃止			

添付資料

- ・変更内容がわかる見積書等

様式第5号その1（第8条関係）

事業実績報告書（農林漁業体験民宿施設整備事業）

整備施設の所有者	1 申請者と同じ 2 その他 (住所) (氏名) (連絡先)		
施工業者	(所在地) 五島市 (名称) (代表者氏名) (連絡先)		
工事物件所在地	五島市		
補助対象経費 (具体的に記入すること)	箇所等	金額 (単位: 円)	摘要
工事金額	円		
工事期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

添付資料

- ・工事代金支払領収書の写し（工事箇所等の明細を含む。）

様式第5号その2（第8条関係）

事業実績報告書（漁業体験受入環境整備事業）

船舶の所有者	1 申請者と同じ 2 その他 （住所） （氏名） （連絡先）		
船舶所在地			
補助対象経費 （具体的に記入すること。）	内容	金額（単位：円）	摘要
	①遊漁船業務主任者講習会受講料 ②小型船舶定期検査又は中間検査 ③法定備品の整備費用 ④その他 （                    ） （                    ）		
必要金額	円		
実施期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

添付資料

- ・領収書の写し

様式第6号（第8条関係）

工事実施箇所完了後写真（農林漁業体験民宿施設整備事業）

写 真	場所 _____

※着工前写真と対比して提出願います。

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

事業実施状況報告書

（宛先）五島市長

五島市体験型観光受入環境整備事業補助金の交付を受けて取組んでいる農林漁業体験民宿事業について、\_\_\_\_\_年度の事業が終了したので、事業の実施状況を報告します。

住所

氏名

印

屋号或いは遊漁船の名称

\_\_\_\_\_  
電話番号

1 農林漁業体験民宿施設の利用状況（ \_\_\_\_\_年度）

月	受入日数	利用者数	月	受入日数	利用者数
4月	日	人	10月	日	人
5月	日	人	11月	日	人
6月	日	人	12月	日	人
7月	日	人	1月	日	人
8月	日	人	2月	日	人
9月	日	人	3月	日	人
			合計	日	人

2 遊漁船を使用した漁業体験の状況（ \_\_\_\_\_年度）

月	利用回数	利用者数	月	利用回数	利用者数
4月	回	人	10月	回	人
5月	回	人	11月	回	人
6月	回	人	12月	回	人
7月	回	人	1月	回	人
8月	回	人	2月	回	人
9月	回	人	3月	回	人
			合計	回	人